

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 諸手当 (通勤手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第2条に定める給与支給日に支給する。</p> <p>6～11 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与の適用を受ける職員の給与の種類、計算期間及び支給日等については、別に定める。</u></p> <p>第4章 諸手当 (通勤手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第2条<u>第1項</u>に定める給与支給日に支給する。</p> <p>6～11 (略)</p>	

附 則 (経規程第33号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。